

## 倉敷市玉島北高齢者支援センター 介護予防支援事業所 運営規程

### (目的)

第1条 倉敷市玉島北高齢者支援センター 介護予防支援事業所は、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 介護予防の効果を最大限に発揮できるように、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援する。

2 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う。

3 他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行う。

4 事業を行うに当たっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### (事業者の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は、次のとおりとする。

倉敷市玉島北高齢者支援センター 介護予防支援事業所（以下「事業所」と称する。

### (事業所の設置)

第4条 事業所の所在地は、次のとおりとする。

岡山県倉敷市玉島陶856-1に事務所を設置する。

### (実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会とする。

### (従事者の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤 1名）

事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。ただし、業務に支障がない場合は地域包括支援センターの業務と兼務することができる。

二 保健師等その他介護予防支援に関する知識を有する担当職員

2名以上（常勤職員 2名）

第2条の運営方針に基づく介護予防支援業務にあたる。

三 従事者の資質向上のために採用時及び定期的研修を確保する。

四 従事者の清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

### (営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 毎週月曜日から金曜日（国民の祝日及び12月30日から1月3日迄の年末年始を特別休暇とする。）

二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (介護予防支援の提供方法)

第8条 担当職員は身分を証する書類を携帯し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族

から求められたときは、これを提示するものとする。

- 2 指定介護予防支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格と要支援認定等の有無、認定区分と要支援認定等の有効期間を確かめる。
- 3 要支援認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 4 要支援認定等の更新の申請は、現在の要支援認定等の有効期間が満了する1ヵ月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 5 要支援認定等を受けた者の介護予防サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的・効果的に行い、サービス提供の手続きを行う。
- 6 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
  - (イ) 事業所の現員では利用申込に応じきれない場合。
  - (ロ) 利用申込者の居住地が実施地域外である場合。
- 7 以下のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を倉敷市他関係市町村に通知する。
  - (イ) 予防給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
  - (ロ) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(介護支援の内容)

## 第9条 介護予防サービス計画の作成

[介護予防サービス計画の担当配置]

- 一 担当職員は介護予防サービス計画の作成に関する業務を行う。

[利用者等への情報提供]

- 二 介護予防サービス計画作成開始にあたっては、利用者及びその家族に対し、当該地区における指定介護予防サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

[利用者の実態把握]

- 三 担当職員は、介護予防サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

[介護予防サービス計画の原案作成]

- 四 担当職員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定介護予防サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成する。

[担当者会議]

- 五 担当職員は、サービスの担当者会議を開催し、当該介護予防サービス計画の原案内容

について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。

[利用者の同意]

六 担当職員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

## 2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

担当職員は、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連携を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

## 3 介護保険施設の紹介等

一 担当職員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。

二 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め介護予防サービス計画の作成等の援助を行う。

## 4 その他

一 介護予防支援の実施に当たっては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定するとともに、利用者本人を含めたサービス担当者会議を通じ、専門的な見地から意見を求め、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の改善の可能性を実現するための適切なサービスを選択できるよう、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定するものとする。

二 サービス事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月に1回徴収しなければならない。

三 少なくとも、サービス提供開始月、サービスの評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、利用者の居宅を訪問し面接をするものとする。利用者の居宅を訪問しない月は特段の事情がない限り、サービス事業所を訪問しての面接や電話等により利用者とは接触し、モニタリングを実施する。なお、状況の変化があった場合等必要な場合については、必ず利用者宅を訪問して面接を行うものとする。

四 居宅介護支援事業者に対する介護予防支援業務の委託を実施する場合には、委託の方法等を定めた省令の規定に基づき適正に実施するものとする。

(利用料、その他の費用の額)

第10条 本事業所は、申請支援、介護予防サービス計画作成費については、利用者又はその家族から一切の費用負担を行わない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、倉敷市玉島（穂井田地区、長尾地区、富田地区）とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第12条 指定介護予防支援事業者は、毎月倉敷市に対し、介護予防サービス計画において位置

づけられている指定介護予防サービス等のうち、法定受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。

(秘密保持)

第13条 本事業所の担当職員やその他の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。又、その必要な措置を講ずる。

(苦情・ハラスメント)

第14条 事業所は、提供した介護予防支援等に関する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、提供した介護予防に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、介護予防支援に対する国民健康保険団体連合会への苦情の申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業者は、介護予防支援等に対する利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講ずるものとする。

(イ) 虐待防止のための指針を整備するとともに、委員会(3か月に一回)を実施し、その結果について従業者に周知徹底を図る

(ロ) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施 (年2回以上)

(ハ) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討

(ニ) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第16条 事業継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が介護福祉サービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第17条 感染症の予防及びまん延に努め、感染予防に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成し掲示を行う。また、研修や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所の会計は他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とす

る。

- 2 事業所の運営規程の概要は、担当職員、その他の従事者の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 担当職員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要、又は当該事業者からその対償として金品その他財産上の利益を収受してはならない。
- 4 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、介護予防サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定介護予防支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から2年間保存する。

## 附 則

この規程は平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年 3月 9日 一部改正

平成20年12月 5日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正